

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

徳島国民年金 事案516

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで
20歳に到達した際、父か母が国民年金の加入手続をし、母が居住地区に集金に来ていた納税組合に国民年金保険料を納付していた。記録が無いのは納付できないので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月25日以降にA市区町村（現在は、B市区町村）で払い出されたものと推認され、当該時点以降、同年4月30日までの期間においては、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったと考えられるところ、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が記憶する申立人の母親が納付したとする国民年金保険料の金額は、当時の保険料額と一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

私は、申立期間当時勤務していたA事業所から平成19年8月分の賞与として55万円を支給されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では5万5,000円と記録されているので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成19年分の所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月12日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年1月から同年12月までの期間については9万8,000円、10年3月から同年9月までの期間については10万4,000円、12年7月から同年10月までの期間については19万円、同年11月については18万円、同年12月から13年3月までの期間については17万円、同年4月から14年3月までの期間については26万円、同年4月から15年1月までの期間については19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を上記の額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から15年6月15日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった平成8年分の給与所得の源泉徴収票に記載さ

れた社会保険料等の額を検証したところ、当該金額欄に記載された額が、標準報酬月額9万8,000円に基づき計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから判断すると、事業主は平成8年1月1日から9年1月1日までの期間については、標準報酬月額9万8,000円に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと認められる。

また、申立事業所は、「当時、当月控除方式にて、従業員の給与から厚生年金保険料の控除を行っていた。」と供述しているところ、申立人から提出のあったA事業所における平成10年3月及び12年7月から15年1月までの期間に係る給与支払明細書により、申立期間のうち平成10年3月については10万4,000円、12年7月から同年10月までの期間については19万円、同年11月については18万円、同年12月から13年3月までの期間については17万円、同年4月から14年3月までの期間については26万円、同年4月から15年1月までの期間については19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、平成10年4月から同年9月までの期間に係る給与支払明細書は無いが、同年3月分及び11年3月分の給与明細書から判断すると、10万4,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA事業所における平成8年及び12年から14年までの期間に係る源泉徴収票並びに10年3月及び12年7月から15年1月までの期間に係る給与支払明細書から判断すると、申立期間のうち平成8年1月から同年12月までの期間については9万8,000円、10年3月から同年9月までの期間については10万4,000円、12年7月から同年10月までの期間については19万円、同年11月については18万円、同年12月から13年3月までの期間については17万円、同年4月から14年3月までの期間については26万円、同年4月から15年1月までの期間については19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業しており、事業主から申立内容について確認できる関連資料及び供述を得ることはできないが、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成11年3月、同年5月、同年12月及び15年2月から同年5月までの期間については、申立人から提出のあった給与支払明細書（平成11年3月、同年5月、同年12月及び15年2月から同年5月までの期間）において確認できる厚生年金保険料控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に係る厚生年金保険料額より高くないことが確認でき、その他の期間についてもオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より低くなっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年4月から同年12月までの期間、9年1月から10年2月までの期間、同年10月から11年2月までの期間、同年4月、同年6月から同年11月までの期間、12年1月から同年6月までの期間について、申立人は、源泉徴収票等厚生年金保険料の控除について確認できる資料を所持していないことから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者記録における標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額の保険料が申立人の給与から控除されていることを確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年4月から同年12月までの期間、9年1月から10年2月までの期間、同年10月から12年6月までの期間及び15年2月から同年5月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島国民年金 事案517

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成3年3月まで

昭和63年頃、母親がA市区町村（現在は、B市区町村）において、私の国民年金への加入手続を行ったと聞いている。加入以降の保険料は母親が家族の分をまとめて地区の集金人を通じて納付していた。

確かに納付していたので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料納付を行ったとする申立人の母親は、「昭和63年頃、国民年金の加入手続を行い、地区の当番の人が集金に来て家族全員の保険料を支払った。」と主張しているところ、B市区町村が保管する昭和61年度から63年度までの期間の国民年金被保険者徴収・検認納付状況一覧表に申立人の両親の氏名は確認できるものの申立人の氏名は確認できない。

また、B市区町村から提出のあった国民年金被保険者名簿において、申立人に係る国民年金加入手続が行われたのは、平成3年4月3日であることが確認でき、この時点では、元年2月以前の期間の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人の母親は、「過去の保険料をまとめて支払ったことはない。」と述べるなど、元年3月以降の期間の保険料をさかのぼって納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月、48年1月から同年3月までの期間及び49年4月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和37年3月
②昭和48年1月から同年3月まで
③昭和49年4月から61年6月まで

申立期間①及び②について、当時、商売も順調で問題も無かったので、国民年金保険料を妻が納付してくれていたと思っていた。

また、申立期間③について、昭和49年から県外に働きに出たが、家に仕送りをしたお金で妻が国民年金保険料を納付してくれていたと思っていた。

妻とは離婚し、既に亡くなっているため、確認できる資料も無いが、調査の上、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人及びその元妻の国民年金印紙検認表から、昭和46年4月から47年12月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間、夫婦同一の検認年月が確認できるところ、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻の記録も、当該期間は未納となっており、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③について、申立人は「昭和49年に県外に働きに出たが、家に仕送りをしたお金で妻が国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張しているところ、申立人及びその元妻に係る改製原附票及び国民年金被保険者名簿から、申立人の元妻は、昭和51年8月に転居し、申立人と住所を別にしていたことが確認でき、申立人の国民年金被保険者名簿に、「昭和52年5月1日不明処理」の記録が記載されており、当該期間の大半の期間は、不在被保険者として取り扱われていたことから、申立人の元妻に対

して、申立人の国民年金保険料に係る納付の勧奨等が行われていなかったと考えられる上、申立人は、その当時、申立人の元妻の転居の件を知らなかったと供述しているなど、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の元妻も既に死亡しており、当時の事情を聴取することができないことなどから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の元妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から45年5月まで

私は、昭和39年3月に中学校を卒業後、A事業所に集団就職し、45年10月に退職するまでの期間において継続して勤務していた。厚生年金保険の被保険者期間が同社を退職する前の4か月間しか確認できないことに納得いかない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間について申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、申立事業所に勤務していたとする同僚9人（申立人が記憶する同僚を含む。）のうち、6人は、当該同僚らがそれぞれ供述する勤務の開始時期と申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致せず、ほか一人は、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、同じ時期に入社したと供述する者について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日がそれぞれ一致していないことから判断すると、当時、申立事業所では、同時期に採用した従業員であっても、必ずしも同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、複数の同僚は、勤務していたとする期間当時、病院での治療の際に健康保険被保険者証を使用した記憶が無く、事業主の妻から治療費を支給されていた旨供述している。

加えて、申立事業所は既に解散し、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料や供述を得ることができず、当時の同僚の供述においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等をうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和39年2月23日から申立人が申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した45年6月17日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年8月中旬まで

私は、昭和40年3月に中学校を卒業後、A事業所に集団就職した。41年8月に退職するまでの期間において継続して勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得いかない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、申立事業所に勤務していたとする同僚9人（申立人が記憶する同僚を含む。）のうち、8人は、当該同僚らがそれぞれ供述する勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録が一致していないことが確認できる。

また、申立人は昭和40年4月に入社した旨供述しているところ、申立人が入社するより前の時期から勤務していたとする同僚のうち複数の者について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日がそれぞれ一致していない上、申立期間後に同資格を取得している者が確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、同時期に採用した従業員であっても、必ずしも同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、複数の同僚は、勤務していたとする期間当時、病院での治療の際に健康保険証を使用した記憶が無く、事業主の妻から治療費を支給されていた旨供述している。

加えて、申立事業所は既に解散し、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除等を確

認できる関連資料や供述を得ることができず、当時の同僚の供述においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間を含む昭和40年1月17日から42年1月7日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月から28年11月まで
② 昭和30年4月から31年9月まで

申立期間①について、A事業所（現在は、B事業所）で勤務した。

また、申立期間②について、C事業所で採用試験を受けたと記憶しているが、実際には、同事業所で勤務することは無く、関連会社であるD事業所で販売員として勤務した。

勤務していたことは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和28年12月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得しているところ、同日前に同資格を喪失している同僚を記憶していることから判断すると、申立人は、時期の特定はできないものの、同日前から同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所原簿において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和28年5月10日であることが確認できるところ、申立期間のうち同日前の期間については、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B事業所へ照会したところ、「資料は無く、当時のことを知る者もいないため、当時の状況は不明である。」と回答している上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和28年5月10日から32年3月1日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる16人のうち、連絡先が判明した3人に照会したところ、一人から回答が得られたが、当時のことは何も覚えていないと供

述していることから、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる資料及び供述は得られない。

さらに、申立人が記憶している同僚について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が同事業所において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和30年4月27日後の同年8月1日に同資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、事業主は、必ずしも従業員すべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和28年5月10日から申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年12月1日までの期間の健康保険番号に欠番は無い。

- 2 申立期間②について、申立人及び同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、D事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所原簿において、D事業所は、昭和31年1月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる。ところ、申立期間②のうち同日後の期間については、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなかったことが確認できる。

また、商業登記簿においてD事業所は昭和31年6月11日付けで解散していることが確認できる上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる13人のうち、連絡先が判明した3人に照会したところ、申立人について記憶している者はいないことから、申立期間②において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人は、「昭和30年4月ころ、C事業所で採用試験を受け、3人から5人が採用された。そのうち、二人から3人がD事業所に入社した。」と供述しているところ、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同事業所がD事業所に社名を変更した昭和30年1月20日から厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった31年1月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が確認できないことから判断すると、当時、事業主は、必ずしも従業員すべてを厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

なお、申立人が採用試験を受けたとするC事業所に照会したところ、「申立期間当時の資料は残っていないため、当時の状況は不明であるが、当社には、設立以来、関連会社は無い。」と回答しており、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②を含む昭

和29年12月1日から32年1月16日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月20日から54年5月1日まで

A事業所に勤務していた当時の給与は11万円くらいであったと記憶しているが、社会保険庁（当時）の記録では申立期間の標準報酬月額が給与支給額より低く記録されており、納得がいかないので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であった同僚及び役員ら9人について、申立人とほぼ同額の標準報酬月額で推移していることが確認できるとともに、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡も見当たらない。

また、申立事業所に当時の賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、給与等の事務をすべて行っていとされる事業主も既に死亡しており、役員及び同僚は当時の給与明細書等を保管しておらず、当時の状況についても不明であると供述していることなどから、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から32年まで

申立期間については、A事業所（現在は、B事業所）で正社員として勤務し、衣類の補修業務に従事していた。同僚の名前も記憶しているし、勤務していたことは間違いのないため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述により、申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同時期に入社したとする同僚5人のうち、4人は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、残りの一人については、昭和31年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人より先に入社したとされる一人については、昭和31年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、前述とは別の同僚4人は、それぞれが供述する勤務の開始時期と前述の名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致していないことから判断すると、当該事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B事業所は、「管理者であれば、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、申立期間当時の関連資料が残っていないため、申立人に係る申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の控除、並びに現場で働く従業員に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することができな

い。」と供述している。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和31年3月1日から32年6月25日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はなく、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。